

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三車輪 厚二

TEL:06-946-8011

名義変更をしていない相続財産は誰のもの

Q: 昭和20年に当時の戸主である父が亡くなっていますが、長男である私が家督を相続したものの、田舎の土地が父名義のままになっていました。

このたび、私の姉が亡くなり、その子供達が土地のいくらかは自分達にも持ち分があると主張しています。

彼らにも持ち分はあるのでしょうか。

A: 当時は旧民法の施行されていた頃で、その相続制度としては、家督相続と遺産相続とからなっていました。

家督相続は、「家」の維持、継続を目的として、前戸主が持っていた身分上、財産上の一切の権利義務が一括して一人の家督相続人に単独相続として受け継がれているというものです。

昭和22年5月2日までに開始した家督相続は、原則として旧民法が適用されますので、戸主の死亡、隠居については家督相続となります。登記の名義の書換えがなくても、これに変わりはありません。

したがって、長男であるあなたが、単独で相続されたことになり、そのことは不動産の名義がお父さんの名義のままであっても左右されることはありません。

よって、お姉さんの持ち分は本来ありませんので、当然その子供達の持ち分もなく、主張はできないこととなります。

